

子育て世代の 医療職支援事業

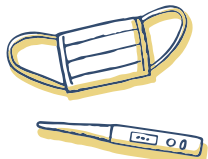
のご案内

- 1 育児中業務代替支援補助事業
- 2 家事支援サービス補助事業
- 3 託児等費用補助事業
- 4 学術誌投稿費用助成事業
- 5 外国語論文校正費用助成事業

このような場合に利用できます（一例です）



不妊治療のための通院で、
午前中休暇を取得し、
診療業務を交代してもらった



今朝起きたら子どもが
高熱のため急遽休暇を取得し、
講義を交代してもらった

▶▶▶ 1 育児中業務代替支援補助事業



普段できない部屋の掃除を
家事代行サービスに依頼した



週末に家族4人、1週間分の料理を
家事代行サービスに依頼した

▶▶▶ 2 家事支援サービス補助事業

台風により保育園が休園となったため、
ベビーシッターを利用した

日曜日に学会参加（業務）のため、
休日保育を利用した

▶▶▶ 3 託児等費用補助事業



論文の投稿費用が
高額であるため、
躊躇している

▶▶▶ 4 学術誌投稿費用助成事業



外国語論文の校正を
業者に委託したいが
費用がかかる

▶▶▶ 5 外国語論文校正費用助成事業



- 厚生労働省の「子育て世代の医療職支援事業」に採択されました
- 以下の5つの補助を受けることができます

男性医師も対象

実施期間：令和8年6月29日～令和9年2月20日
(申請期日：令和9年2月26日)

※予算に達し次第、終了となります

▶▶▶ 1 育児中業務代替支援補助事業

支援内容

子の発熱・ケガ、予防接種・健康診断、感染症に伴う学級閉鎖等または、不妊治療のための通院等の理由で休暇等を取得した場合に、業務を代替した医師に支援補助を行います

不妊治療
その他妊娠に向けた
医療的支援に伴う
通院処置等を追加！

業務を代替した医師に1時間3,000円(上限3時間/日)の手当てを支給

対象

業務を代替した医師又は歯科医師

※本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む)

※本学附属の病院又はクリニックと労働契約を締結している医師又は歯科医師も対象

最終ページに例を掲載していますのでご覧ください ➡

▶▶▶ 2 家事支援サービス補助事業

支援内容

掃除、片付け、料理、買い物のいずれかの家事支援サービスを利用した際にかかる費用を一部補助します

例えばこんなとき



支払った利用料金の3分の1(年度内50,000円限度)を支給

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む)で妊娠中もしくは0歳児から小学校6年生の子をもつ者(配偶者がいる場合、配偶者がフルタイム相当勤務等である者又は配偶者が長期療養等で実質単独で育児を担う者)

※非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く

※申請時に学外出向中や休職中の者は除く

▶▶▶ 3 託児等費用補助事業

支援内容

以下に該当する場合の託児等に係る費用を一部補助します

- ・休日に、本学が実施する入学試験や行事、学会・セミナー等への参加、診療等の業務を命じられた場合
- ・保育園や小学校が臨時休園・休校等の場合

保育料金を子1人あたり最大10,000円/日(年度内50,000円限度)支給

保育園や小学校の
臨時の休園・休校等を追加！

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む)で0歳児から小学校6年生の子をもつ者

※非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く

※申請時に学外出向中や休職中の者は除く

▶▶▶ 4 学術誌投稿費用助成事業

支援内容

筆頭又は責任著者である論文の学術誌投稿費用の一部を助成します

例えばこんなとき

● 外国語論文

➡ 1論文あたり最大50万円を助成
PubMed掲載誌および
Impact Factor等の制限あり

● 日本語論文

➡ 1論文あたり最大5万円を助成



※1人につき外国語論文と日本語論文各1論文、かつ1論文につき1回

対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する任期付助教以上の医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者を含む)で産前・産後休暇中、育児休業中、又は0歳児から小学校6年生の子をもつ者
男性の場合は、育児休業中の者又は過去5年以内に育児休業を取得した者

▶▶▶ 5 外国語論文校正費用助成事業

支援内容

筆頭又は責任著者である外国語論文校正に係る費用の一部を助成します

例えばこんなとき

1論文あたり最大10万円を助成 ※1人につき1論文、かつ1論文につき1回(複数回の校正費の合算は不可)



対象

本学附属の病院又はクリニックに勤務する任期付助教以上の医師又は歯科医師(短時間勤務正職員制度利用者を含む)で産前・産後休暇中、育児休業中、又は0歳児から小学校6年生の子をもつ者
男性の場合は、育児休業中の者又は過去5年以内に育児休業を取得した者

例えば、
こんなとき!!

育児中業務代替支援補助を申請してください



業務を代替した医師に
支援補助を行います



この取り組みは厚生労働省「令和8年度子育て世代の医療職支援事業」の期間限定の実施となります

実施期間中(6月29日~2月20日)に
該当するものがあれば、申請してください

各事業の詳細(実施要領)と
申請書は特設ページへ



関西医科大学
オール女性医師キャリアセンター

TEL 072-804-2174/内線 (80) 3855
Mail ajcareer@kmu.ac.jp